平成２８年（フ）第１７０号
沖縄県うるま市字大田686番地11、住民票上の住所沖縄県うるま市勝連平敷屋3976番地
債務者　玉城　勇樹
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２４１７号
神奈川県海老名市浜田町24番23号　ピソ海老名Ａ号室
債務者　能瀬　勇樹
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４１９号
横浜市旭区左近山1186番地11　左近山団地６街区11棟403号
債務者　難波美由紀
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６号
茨城県鹿嶋市鉢形台２丁目16番地９（五番荘マンション102）
破産者　阿部　寿幸
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第５５号
茨城県潮来市築地512番地１、住民票上の住所千葉県銚子市黒生町6533番地の２
破産者　高橋　由昌
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第９４号
群馬県伊勢崎市上田町237番地５　マーベラスキキＢ201、開始決定時の住所群馬県みどり市笠懸町阿左美2251番地
破産者　加藤　真弓
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第５９号
群馬県みどり市大間々町大間々2082番地12、開始決定時の住所群馬県桐生市相生町２丁目545番地の１　金子住宅１号棟
破産者　星野　裕之
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２８１号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目２番１号
破産者　村山　　卓
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第９８５号
北海道石狩市花川北７条２丁目34番地　センターコート花川Ｅ一201
破産者　富樫　圭子
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７号
秋田県にかほ市平沢字天ケ町24番地18
破産者　小助川博史
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第４８０号
埼玉県久喜市栗原４丁目１番地10　アネックスミヤザキ101
破産者　喜多村　博
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
川崎市幸区戸手４丁目１番５－３号
破産者　高橋美惠子
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３４８号
川崎市幸区神明町２丁目９番地10　エクセレントハイツ神明館　402
破産者　矢吹　哲也
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４４７号
川崎市多摩区西生田２丁目10番３号　ヒルズアゼリアイースト　206、前住所北海道帯広市西24条南２丁目５番地21
破産者　後藤万里絵
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４５５号
相模原市中央区千代田２丁目３番４号　プレミール千代田102、前住所川崎市多摩区南生田６丁目７番17号
破産者　酒井　一彦
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２２６号
名古屋市港区小碓３丁目17番地の１、従前の住所愛知県長久手市東浦412番地
破産者　金本義幸こと　金　　義幸
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７６号
兵庫県明石市魚住町錦が丘３丁目23―23　ビュー長坂205号、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町錦が丘４丁目４番地の３　マーベル魚住402号
破産者　桧亭こと　山居　浩二
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
兵庫県明石市魚住町錦が丘２丁目11番地の９　リベラ錦が丘101号、開始決定時の住所兵庫県明石市魚住町鴨池５番地の１　ユニライフ明石魚住112号
破産者　とりどりこと　山居　　忍
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係